

取調べの 可視化で 変えよう！ 刑事司法！

取調べ
全件・全過程
の録音・録画

JFBA 日本弁護士連合会

2025年5月

Q1

取調べの可視化って何ですか？

A1 取調べの全過程を 録音・録画することです

例えば、あなたが無実の罪で警察に捕まった場合を考えてみてください。

あなたは、警察の取調室で取調べを受けます。

取調室は、あなたと捜査官しかいない密室です。あなたの家族や友人はもちろん、弁護人が立会いを求めても、捜査機関は応じようとしません。

あなたが犯人だと疑っている警察は、あなたがいくら無実を主張しても耳を貸してくれません。それどころか、あなたを大声で怒鳴ったり、ひどい時には大きな音を立てて机を強く叩いたり蹴ったり、身動きができないようにして、「お前が犯人だ」と追い詰めてくるかもしれません。また、何人もの捜査官があなたを取り囲んで取調べをするかもしれません。

あなたは、そんな取調べに20日間も耐えきれませんか。あなたは耐えきれなくなり、「裁判で本当のことを言えば大丈夫」と思って、取調べでは嘘の自白をしてしまうかもしれません。

嘘の自白をしてしまった場合、裁判官は、あなたのことを信じてくれるでしょうか。

取調室の中でどんな取調べが行われたのかは、裁判官にはわかりません。捜査官はきっと、裁判の場で「ひどい取調べなどしていない」と証言するでしょう。

結局、あなたの話は裁判で信用されず、警察・検察が作った嘘の自白調書が証拠として採用され、その自白が信用できると判断されれば、あなたは有罪になってしまうのです。

……あなたは、「今の日本でそんなことはあり得ない!」と思うかもしれませんが。しかし、残念ながら、日本の刑事司法では、まだそのようなことが実際に起きているのです。

こうした現状を変えるには、取調べに弁護人が立ち会ったり、警察・検察があなたを取り調べている様子を最初から最後まで全て録音・録画したりすることが効果的です。取調べの全過程を録音・録画することを「取調べの可視化」と言います。

取調べへの弁護人の立会いや取調べの録音・録画は、世界各国では当たり前の制度になっています。しかし、日本では、裁判員裁判事件など一部の事件を対象として可視化制度が法制化されたにとどまり、いまだにえん罪を生み出す「ブラックボックス」の状態が続いているのです(→Q4)。また、取調べへの弁護人の立会いが認められていない国は、先進国では日本くらいしかありません。

「ごく当たり前」の刑事司法を日本でも実現するため、日本弁護士連合会は、「取調べの録音・録画」を一部の事件に限定して義務化した法律を改正し、**「取調べの全件・全過程の録音・録画」を義務化する法改正と、弁護人を取調べに立ち会わせることを権利として確立すること**を求めています。

目次

Q1	取調べの可視化って何ですか？	1
Q2	自白の強要や虚偽自白なんて、本当にあるんですか？	3
Q3	取調べが可視化(取調べの全件・全過程が録音・録画)されるとどうなるのですか？	5

Q4	取調べの可視化は法律で定められたのではないですか？	7
Q5	捜査機関の判断で取調べを録音・録画することもあるのではないですか？	9
Q6	取調べが録音・録画されれば、違法・不当な取調べはなくなりますか？	11
Q7	今後、どのようにして取調べの全件・全過程の録音・録画を実現しますか？	13



可視化オールくん

Q2

自白の強要や虚偽自白なんて、 本当にあるんですか？

A2 あります

捜査官による自白の強要や、被疑者が虚偽の自白をしてしまうことは、決して過去のものではありません。被疑者取調べは、犯人であると疑いをかけた人物から捜査官が犯罪に関する事情を聞き出して証拠とする手続です。捜査官と被疑者しかいない取調室では、相手を犯人と決めつける無理な取調べが行われがちです。そのため、取調べがこのような「密室」で行われる限り、自白の強要や虚偽の自白はなくなりません。

こうした取調べによってこれまで多くのえん罪事件が生み出され、無実の人が死刑判決を受けたり、長期間の服役を強いられたりする悲劇が繰り返されてきました。

死刑判決を受けた人が再審によって無罪となった事件

- 1 四大死刑えん罪事件**
(免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件)
(1948-55年)
いずれの事件でも、暴行や脅迫、謀略を伴う取調べによって自白を強要された結果、死刑判決が言い渡されました。
➡ **いずれも1980年代に再審無罪**

- 2 袴田事件** (1966年)
静岡県清水市(当時)で発生した強盗殺人、現住建造物等放火事件。被害者が専務を務める会社の従業員であった男性が逮捕され、連日連夜に及ぶ厳しい取調べによって虚偽自白に追い込まれた結果、死刑判決が言い渡されました。
➡ **2024年9月再審無罪**

長期間の刑務所への服役を強いられた事件

- 3 布川事件** (1967年)
茨城県の利根町布川で発生した強盗殺人事件。2人の男性が別件逮捕され、長時間に及ぶ強引な取調べによって虚偽自白に追い込まれた結果、無期懲役の判決を受け、29年もの長期にわたり勾留、受刑を強いられました。
➡ **2011年5月再審無罪**

- 4 足利事件** (1990年)
栃木県足利市で発生した幼女殺害事件。男性が強引な取調べによって虚偽自白に追い込まれ、逮捕されました。この虚偽自白などが有罪の証拠とされた結果、男性は無期懲役の判決を受け、17年半もの間、勾留、受刑を強いられました。
➡ **2010年3月再審無罪**

取調べの問題事例については、日弁連のウェブサイトもご覧ください

日弁連ウェブサイト > 私たちの活動 > 刑事司法の改革 > 日本の刑事司法見える化プロジェクト > 取調べの問題事例
<https://www.nichibenren.or.jp/activity/criminal/visualisation/mondaijirei.html>



- 5 東住吉事件** (1995年)
大阪市東住吉区で女兒が死亡した事件。母親とその内縁の夫が、強引な取調べによって虚偽自白に追い込まれ、無期懲役の判決を受けて、20年もの間、勾留、受刑を強いられました。再審では、事件性そのものへの疑いも示されました。
➡ **2016年8月再審無罪**

- 7 湖東記念病院事件** (2003年)
病院に入院していた患者が心肺停止状態になって死亡した事件。看護助手の女性が、供述をコントロールしようとする警察官の強い影響により虚偽自白に追い込まれ、殺人罪で有罪判決を受け、13年もの間、勾留、受刑を強いられました。再審では、事件性そのものへの疑いも示されました。
➡ **2020年3月再審無罪**

- 6 氷見事件** (2002年)
富山県氷見市で発生した強姦事件(当時の罪名)。男性が長時間にわたる強引な取調べによって虚偽自白に追い込まれ、有罪判決を言い渡されて服役しました。服役後、真犯人が判明しました。
➡ **2007年10月再審無罪**



一部事件について取調べの録音・録画を義務付ける法改正がなされた後の事件

2016年には、一部の事件について取調べの録音・録画を義務付ける法改正がなされましたが、その後も、自白を強要したり、捜査機関に都合のよい供述を押しつけようとする取調べが後を絶ちません。

- 8 三重県鳥羽警察署事件** (2017年)
鳥羽警察署の警察官が、被疑者に対し、「泥棒に黙秘権があるか」、「逮捕する」、「刑務所に入れる」などと終始恫喝する取調べを行いました。国家賠償請求訴訟において、裁判所はこのような取調べを違法と認め、県に対して賠償を命じています。

右の二次元コードからこの取調べの音声の一部をお聞きいただけます



- 9 プレサンス元社長えん罪事件** (2019年)
大阪地検特捜部が、株式会社プレサンスコーポレーションの社長(逮捕後に退任)を、学校法人の資金を横領して自己の借入金を返済した学校法人理事長の共犯として逮捕・起訴した事件。裁判では、元社長の関与を認めた部下や取引先社長の供述調書が、検察官による脅迫・誘導によって作成されたことが明らかとなり、大阪地裁は、2021年10月、元社長に無罪判決を言い渡しました。元部下の取調べを担当した検事は、その後、大阪地裁により、特別公務員暴行陵虐罪で刑事裁判に付されることとなりました。

- 10 大川原化工機事件** (2020年)
そもそも犯罪が成立しない事案について、会社の代表者らが逮捕・勾留され、外為法違反で起訴された事件(後に公訴取消し)。この件に関する国家賠償請求訴訟において、捜査に関する数々の違法性が認定され、取調べについても偽計を用いた違法な取調べがあったと認定されています。

- 11 奈良西署実弾紛失事件** (2022年)
警察署で保管していた実弾5発を盗んだ疑いで現職警察官が取調べを受けた事件。取調べでは、「お前しかおらん」、「いろんな罪を掘り起こして何度でも逮捕する」などと言われて自白を強要され、被疑者はうつ病を発症するに至りましたが、後になって実弾の紛失はなかったことが判明しました。

Q3

取調べが可視化（取調べの全件・全過程が録音・録画） されるとどうなるのですか？

A3 どんな取調べがなされたか、 あとで確認（検証）できるようになります

1 暴行・脅迫などによる違法・不当な取調べを 減らすことができます

取調べで警察官・検察官が暴行（例えば、大声で怒鳴る、机を強く叩く・蹴るなども該当します）や脅迫を行うことは、決してまれとは言えません。

取調べの様子を全て録音・録画すれば、警察・検察はこのようなひどい取調べをして自白を強要することは難しくなります（ただし、取調べの可視化のみで違法・不当な取調べを根絶できるわけではないことについては、Q6 で説明します）。

2 被疑者が取調べで話した内容がそのまま正確に 記録されます

取調べであなたが話した内容がどうやって記録されているか、ご存知ですか？あなたが取調べで話した内容は、「供述調書」という書面にまとめられます。ところが供述調書には、あなたが話したことがそのとおりに書かれるわけではなく、取調官が必要だと思う内容に要約されて記されます。被疑者が話した内容を正確に書いてくれなかったり、言ってもいないことを勝手に付け加えたりした例も後を絶ちません。内容の訂正を頼んでも、「訂正しても大して変わらない」とか、「もう書いてしまったから変更はできない」などと言って応じないことも多々あります。こうしたことから、供述調書は「取調官の作文」と言われています。

取調べの様子を全て録音・録画すれば、供述調書の内容が正確かどうか、後でチェックすることができるようになります。

3 裁判で取調べ状況について判断することが 容易になります

裁判において、ひどい取調べが行われたのかどうかや、供述調書が被告人の言ったとおりに書かれているかどうか問題となることがあります。

その場合、録音・録画がなければ、被告人と取調官の両方を尋問してどちらの話が本当かを判断するしかありません。「密室」での取調べのため、他には誰も取調べの状況を知っている人がいないからです。

しかし、取調べが全て録音・録画されれば、裁判官は客観的な証拠によって取調べの状況について正確かつ迅速に判断することができるようになります。

実際に、Q2 の8～11の事件では、被疑者自身による、あるいは捜査機関による録音・録画があったために、自白の強要という違法な取調べがなされていたことが後に明らかになりました。

可視化先進国からのメッセージ

取調べの録音・録画で、供述の信用性が 増し、警察への信頼が増しました

オーストラリアのニューサウスウェールズ州では、1991年に取調べの電子的記録（録音・録画）が導入されました。当初、警察内部には、「警察の誠実性に対する侮辱だ」とか「警察業務に対する不当な干渉だ」という抵抗がありました。

ところが、導入してみると、当初我々が思っていたような懸念はないことがわかりました。取調べが録音・録画されたことにより、被疑者が最初から罪を認め、争わない事件が増えてきました。その結果、裁判期間が大幅に短縮され、また、供述の信用性について疑問を呈されることが減少しました。つまり、警察の取調べに対する信頼が高まったのです。警察が、取調べはしっかりと適切な約束事に従って行っているということを、市民が信じてくれるようになったわけです。

（2012年4月4日、東京で開催された国際シンポジウムにおける発言を一部抜粋）



デイビッド・ハドソン氏
オーストラリア・
ニューサウスウェールズ州
警察副総監

Q4

取調べの可視化は法律で定められたものではないですか？

A4 可視化が義務化された事件はたった3%です

2000年代に入って、氷見事件（Q2の6事件）、志布志事件※1など、虚偽自白によるえん罪事件が相次いで発覚しました。また、検察における証拠改ざん事件（厚生労働省元局長事件※2）も発生しました。これらを受けて、複数の検討がなされた後、法務大臣は2011年5月、法制審議会に対し、制度としての取調べの可視化を含む「新たな刑事司法制度」を検討するよう諮問しました。

その後、法制審議会特別部会における議論を経て、2016年5月、取調べの可視化の制度化を含む改正刑事訴訟法が成立しました（2019年6月施行）。

しかしながら、この法改正によって2019年6月から開始された取調べの可視化は、裁判員裁判対象事件、及び検察官独自捜査事件の逮捕・勾留中の取調べに限られており、起訴されて法廷で裁判が開かれる事件のわずか3%の事件しか対象とされていません。また、在宅事件（逮捕されていない事件）の取調べは対象外とされています。

※1 志布志事件（鹿児島選挙違反事件）（2003年）

多数の選挙関係者が取調べを受け、自白を強要された事件。ある被疑者は、「お父さんはお前をそういう息子に育てた覚えはない」などと書いた紙を踏まされるなどの侮辱的な取調べを受けました。鹿児島地裁は、2007年2月、自白調書の信用性を否定し、無罪判決を言い渡しました。

※2 厚生労働省元局長事件（2009年）

厚生労働省元局長が虚偽の障害者団体証明書の発行に関与したとして、虚偽公文書作成・同行使の罪で逮捕、起訴された事件。大阪地裁は、2010年9月、厚生労働省元局長は事件とは無関係であるとして、無罪判決を言い渡しました。この事件では、関係者が検察の作ったストーリーに沿った虚偽供述を強いられていたことや、検察官が証拠を改ざんしていたことが発覚し、検察捜査のあり方を見直す大きなきっかけとなりました。

現行の取調べ録画義務の対象範囲

	警 察	検 察
裁判員裁判対象事件	◎ 義務 (ただし、逮捕・勾留中のみ)	◎ 義務 (ただし、逮捕・勾留中のみ)
検察独自捜査事件	—	◎ 義務 (ただし、逮捕・勾留中のみ)
知的障害・精神障害のある人	○ (犯罪捜査規範に基づき実施)	○ (依命通達により、義務に並ぶ実施対象とされた)
上記以外の逮捕・勾留中の被疑者	× 対象外	△ (対象外だが、 試行としてほぼ実施)
在宅被疑者	× 対象外	△ (対象外だが、 2025年4月から試行)
参考人等	× 対象外	△ (従来から試行しているが、 増加せず)

▶ 刑事訴訟法による録画義務対象は一部の事件に限られており、録音・録画の全面的な拡大が必要です。

Q5

捜査機関の判断で 取調べを録音・録画すること あるのではないですか？

A5 捜査機関の判断に委ねては、 録音・録画の実施は保障されません

検察は2006年から、警察は2008年から、裁判員裁判対象事件について、取調べ（一部）の録音・録画の試行（試験的な実施）を開始し、以後、録音・録画の対象となる事件や、録音・録画の件数などを次第に拡大させていきました。

その後、検察においては、改正刑事訴訟法により録音・録画が義務付けられた裁判員裁判対象事件、検察官独自捜査事件のほか、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者の事件、精神障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者の事件については、身体拘束下における取調べのほぼ全てが録音・録画されるようになりました。また、これらに該当しない事件についても、検察庁の運用により、身体拘束下における取調べは、大部分が録音・録画されるようになりました。

しかし、警察では、改正刑事訴訟法によって録音・録画が義務付けられた裁判員裁判対象事件のほか、知的障害、精神障害等、発達障害を有する被疑者の事件について身体拘束下における取調べの録音・録画が努力義務とされるようになったにとどまり、それ以外の事件についてはほとんど録音・録画されていません。また、在宅事件の被疑者の取調べについては、検察でも警察でもほとんど録音・録画されていません（ただし、検察は、2025年になって、在宅事件の録音・録画を試行すると発表しました。→Q4）。加えて、被疑者にとって重要な参考人の取調べも、ほとんど録音・録画されていません。



2016年の改正刑事訴訟法が審議された際には、衆議院及び参議院の法務委員会において、「被疑者の供述及びその状況を記録しておかなければならない場合以外の場合（略）であっても、取調べ等の録音・録画を、人的・物的負担、関係者のプライバシー等にも留意しつつ、できる限り行うように努めること」という附帯決議がなされました。

しかし、現在の警察の運用や在宅事件に関する運用等は、これに応えるものとはなっていません。だからこそ、在宅事件を含む全ての事件の全ての取調べについて、また、被疑者だけでなく被害者・参考人の取調べも含めた全ての取調べについて、可視化（取調べの全過程の録音・録画）を義務付ける立法が必要なのです。

検察庁における取調べ録画映像のイメージ

（日弁連・取調べの可視化本部研修用 DVDより）



Q6

取調べが録音・録画されれば、 違法・不当な取調べは なくなりますか？



A6 それだけでは違法・不当な取調べは なりません もちろん録音・録画は必要ですが、 取調べへの弁護人の立会いも必要です

取調べが録音・録画されるようになった後も、被疑者を脅迫したり、被告人の人格を否定したりするようなひどい取調べは完全にはなくなっていない。現に、Q2の9の事件では、検察官によって取調べが録音・録画されていたにもかかわらず、ひどい取調べが行われていました。

しかし、これまでであれば、脅迫したり人格を否定したりするようなひどい取調べが行われても、誰もその様子を見ている人がいないため、被疑者がそのような取調べを受けたことを裁判官に信じてもらうことは困難でした。Q2の9の事件では、取調べが録音・録画されていたからこそ、客観的に証明することができたのです。

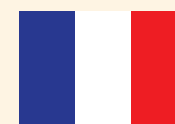
被疑者取調べは、捜査官が犯人であると疑いをかけた人物から、犯罪に関する事情を聞き出し、証拠とする手続です。それゆえ、取調室の中で捜査官と被疑者が対峙する限り、たとえ録音・録画がされていても、相手を犯人と決めつけるような行き過ぎた取調べを完全になくすることはできません。また、取調べを担当している捜査機関に、自らの取調べの適正な監督を期待することもできません。

Q2の9事件で取調べを担当した検察官を特別公務員暴行陵虐罪の罪で大阪地裁の審判に付する旨の決定をした大阪高裁（2024年8月8日決定）は、可視化制度の意義を評価しつつ、「録音録画をしかるべき時期に確認したであろう他の検察官も、本件取調べについて問題視し、検察庁内部で適切な対応が取られた形跡はうかがえない。……検事個人はもとより、検察庁内部でも深

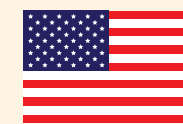
刻な問題として受け止められていないことがうかがわれ、そのこと自体が、この問題の根深さを物語っている」、「本件は個人の資質や能力にのみ起因するものと捉えるべきではない。あらためて今、検察における捜査・取調べの運用の在り方について、組織として真剣に検討されるべき」であると指摘しています。これは捜査機関側に取調べの適正な監督を期待できない現状を指摘するものです。

したがって、こうしたひどい取調べをなくすためには、取調べの全件・全過程の録音・録画だけではなく、取調べへの弁護人立会い制度も権利として確立される必要があるのです。

世界で広がる弁護人立会い法制化



フランス



アメリカ



イギリス



ドイツ



イタリア



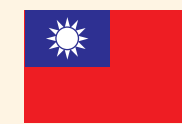
オランダ



ベルギー



韓国



台湾

※2013年のEU指令では、取調べに弁護人が立ち会い、効果的に参加する権利の整備を、加盟国に義務付けています。

今後、どのようにして 取調べの全件・全過程の 録音・録画を実現しますか？

A7 みなさんの大きな後押しが必要です

2016年の刑事訴訟法改正にあたっては、これに先立つ法制審議会特別部会において、多くの有識者委員や弁護士委員は、えん罪事件を根絶するためには、基本的に全事件の取調べの全過程を録音・録画する必要があると主張しました。他方、捜査機関を代表する委員からは、反対論が展開されました。映画監督の周防正行委員や厚生労働省元局長事件で無罪となった村木厚子委員をはじめとする有識者委員は、実務的な観点から段階的な実施となることはやむを得ないとしても、全件・全過程を録音・録画する原則の導入は譲れないこと、また、特別部会の基本構想に立ち戻れば、将来的には全ての事件について取調べが可視化されるべきであるとの意見が出され、捜査機関側の意見を鋭く批判しました。

こうした議論を経た上で、2016年の刑事訴訟法改正の時点では、可視化する（取調べの全過程を録音・録画する）のは一部の対象事件から始めることとする改正法案がまとめられるに至ったのです。

また、2016年の改正法の審議にあたり、Q5で述べた積極的な録音・録画を求める附帯決議がなされ、改正法の附則には、施行（2019年6月）から3年経過後には、取調べの録音・録画が任意性立証や取調べの適正な実施に資することを踏まえて、必要な見直しをする旨の規定が置かれました。

つまり、2016年の刑事訴訟法改正は「ゴールではない」ということです。これは全件・全過程の録音・録画のための最初の一步にすぎないのです。

2022年6月には、法務省は、「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」を設置しました。ただし、設置されてから2025年までの3年間に於いて、法務省がこの協議会で前向きに議論を進めていこうとする姿勢は見受けられません。

取調べの録音・録画の制度をさらに進展させるためには、市民のみなさんのご理解と力強い後押しが絶対に必要です。

取調べの問題は、自分や家族など一人ひとりの生活や人生に大きく関わる問題です。取調べの可視化を制度として定着させ拡大させていくためには、市民のみなさんのご理解と大きな後押しが必要不可欠です。今後も、可視化拡大の声を一層大きく上げていただき、可視化をめぐる状況を注視していただきますようお願いいたします。

取調べの可視化に関する日弁連の取組は、
ウェブサイトでご紹介しています

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/criminal/recordings.html>





ないな、可視化しかないな（大阪弁護士会）



日弁連広報キャラクター
ジャフバ